

平成十九年十月十六日受領
答弁 第八五号

内閣衆質一六八第八五号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十九年九月十八日内閣衆質一六八第九号）三及び四についてでお答えしたとおりである。

二及び三について

外務省として外交経路を通じた申入れ等によりお尋ねの事実関係の確認に努めているところであるが、現時点で確認するに至っていない。外務省としては、引き続き事実関係の確認に努めるが、ロシア連邦政府との関係もあり、いつまでに事実関係の確認ができるかについて、お答えすることは困難である。

四について

第三国の国民等がロシア連邦の管轄権を前提として我が国固有の領土である北方四島に入域すること等は、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないものと認識しているが、外務省としては、北方四島がロシア連邦により法的根拠なくして占拠されている現状において、この問題を根本的に解決するため

には北方領土問題そのものを解決する必要があると考えており、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府との間で交渉する考えである。